

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4281000003 量水器更新工事
	履行場所	南相馬市原町区下太田字川内迫地内
	種類	水道工事
	概要	量水器更新 電磁式水道メーター 150 1基 ペーパーレス記録計 1台 積算計 1台
相手方	名称	オリックス・ファシリティーズ株式会社いわき工務部
	代表者	いわき工務部長 和田良三
	所在地	福島県いわき市小名浜字林ノ上8-8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、工業用水道需要事業者の計量満期を迎える電磁式量水器更新工事を実施するものである。</p> <p>当該事業者が既存設備を施工実施したもので、既存設備との互換性を要すること、また既設機器撤去・新規据付施工にはメーカー独自の技術力が必要なことから、当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 1 0 0 0 0 0 6 河川維持管理事業橋梁(丸山橋)下部工撤去工事
	履行場所	南相馬市原町区小浜字丸山地内
	種類	土木工事
	概要	橋梁下部工撤去 橋台(右岸) N = 1.0 基 橋脚 N = 1.0 基
相手方	名称	石川建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 石川 俊
	所在地	南相馬市原町区大町三丁目 30 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>東日本大震災により、市道橋丸山橋上部工が流出したが、県道北泉小高線の新ルートと近接することから、丸山橋の市道を廃道することとした。</p> <p>当該工事個所については、福島県相双建設事務所災害復旧護岸工工事と共同で仮締切工を施工することにより安価に撤去工事ができることから、当該事業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 〔土木課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 1 0 0 0 1 2 原町第一下水処理場汚泥処理機械修繕工事
	履行場所	南相馬市 原町区錦町三丁目 地内
	種類	工事
	概要	経年劣化した 1 脱水機のオーバーホール修繕及び 2 機械濃縮機濃度計の交換
相手方	名称	巴工業(株) 仙台営業所
	代表者	所長 丹藤 嘉昭
	所在地	郡山市安積2丁目210
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ確かな施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔下水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4281000016 鹿島浄化センター脱水機修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区南右田地内
	種類	工事
	概要	経年劣化した脱水機のオーバーホール修繕
相手方	名称	株式会社広島メタル&マシナリー
	代表者	代表取締役 川口 敬一郎
	所在地	東京都新宿区新宿一丁目8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 〔下水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4281000017 鹿島浄化センター 曝気装置インバータ更新工事
	履行場所	南相馬市鹿島区南右田地内
	種類	工事
	概要	No.1-2 曝気装置インバータの更新
相手方	名称	メタウォーター(株) 東北営業部
	代表者	部長 石崎 寛之
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号(仙台トラストタワー)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置(製造)業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔下水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4281000020 小高浄化センター水処理機械修繕工事
	履行場所	南相馬市 小高区南小高字手綱落 地内
	種類	工事
	概要	経年劣化したしさを分離機及びエアレータ修繕
相手方	名称	(株)前澤エンジニアリングサービス 東北営業所
	代表者	所長 宇都宮 正
	所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。	
	工事等担当課名〔下水道課〕	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000021 原町第一下水処理場 1-2 消化槽攪拌機修繕工事
	履行場所	南相馬市 原町区錦町三丁目 地内
	種類	工事
	概要	経年劣化した消化槽攪拌機のオーバーホール修繕
相手方	名称	三機環境サービス(株) 東北営業所
	代表者	所長 柳沢 修
	所在地	仙台市青葉区一番町二丁目8番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 上記業者は既存装置の設置（製造）業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものである。また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。	
	工事等担当課名〔下水道課〕	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4281000025 アスファルト殻運搬処理(植ノ畑線)工事
	履行場所	南相馬市鹿島区上栃窪字上野地内
	種類	工事
	概要	アスファルト殻運搬処理工 ・積込工 170.0袋 ・運搬処理工 170.0m ³
相手方	名称	後藤建設工業株式会社
	代表者	代表取締役社長 後藤 英之
	所在地	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、東日本大震災の林道施設災害復旧(植ノ畑線)工事で発生したアスファルト殻を運搬し、処理する工事である。平成24年度当時、アスファルト殻は放射線量が高かったこと、また、放射性物質を含む廃棄物処理について、近隣の産廃業者の受入れ態勢が整備されてなかったことから、搬出することが出来ず、現場にて保管する形を取らざるを得なかった。現在、当廃棄物は指定廃棄物基準の8,000ベクレル/kgを下回り、産廃業者の受入れ態勢も整っていることから運搬処理を実施ものである。</p> <p>本工事は、廃棄物処理法第21条の3第1項に基づき、請業者は、発注者から請け負った建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について排出事業者として自ら適正に処理を行わなければならないことになっているため、当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名〔鹿島区産業建設課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。